

核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が2020年10月に50か国に達し、2021年1月に条約として発効された。2024年1月15日に新たにサントメ・プリンシペ共和国が署名し、署名国は93か国、批准国は70か国となっている。また、2022年6月にオーストリアの首都ウィーンで開かれた第1回締約国会議には、80か国以上が参加し、署名国以外にも北大西洋条約機構（NATO）加盟国である、ドイツ、ノルウェー、オランダもオブザーバーとして参加した。また、第2回締約国会議には94か国が参加し、署名国以外にもドイツやオーストラリアなどオブザーバー35か国が参加した。

この条約では、核兵器を壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であるとし、国際連合憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして、核兵器を国際法上初めて違法なものとした。また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

昨年8月6日の広島での平和記念式典で、松井一實広島市長は「核による威嚇を行う為政者がいるという現実を踏まえるならば、世界中の指導者は、核抑止論は破綻しているということを直視し、私たちを厳しい現実から理想へと導くための具体的な取組を早急に始める必要があるのではないのでしょうか」「日本政府には被爆者を始めとする平和を願う国民の思いをしっかりと受け止め、核保有国と非核保有国との間で現に生じている分断を解消する橋渡し役を果たしていただきたい。そして、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の共通基盤の形成に尽力するために、まずは本年11月に開催される第2回締約国会議にオブザーバー参加していただきたい」と平和宣言を読み上げた。しかし、日本政府はオブザーバー参加をしなかった。次回締約国会議が2025年3月に予定されており、ぜひ日本政府が参加されることを望む。

よって、本市議会は、唯一の戦争被爆国である日本政府及び国会に対して、核兵器禁止条約に署名・批准するまでの間、オブザーバーとして締約国会議に参加することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

貝 塚 市 議 会